

長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業実行委員会（以下本会）という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、長浜市立古保利小学校創立150周年記念事業の企画・実行をとおして、児童並びに地域住民の愛校心と地域愛（郷土愛）をより一層育むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創立150周年記念事業に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 創立150周年記念事業の会場・時期に関すること
- (3) 創立150周年記念事業の実施・準備のための経費や協賛金等に関すること
- (4) その他、創立150周年記念事業の実施・準備のために必要と認められること

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、令和4・5年度古保利小学校PTA役員（会長・副会長・母親代表）、令和4・5年度古保利学区連合自治会役員（会長・副会長）、令和4・5年度古保利小学校学校運営協議会（会長・副会長）、有識者および本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員・各部会委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 各部長 各部会毎に1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- 2 各部会委員 各部会毎に数名程度
- 3 顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 委員長・副委員長は、互選にて選任する。

- 2 各部長・会計・監事・部会委員ならびに顧問は委員長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員等の任期は、本会の解散までとする。

- 2 委員長は、役員・部会委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

第 3 章 会 議

(会議)

第 8 条 本会の会議は、前条の目的を達成するまでの間、必要に応じて開催し、委員長がこれを招集する。

2 本会の会議は、委員長が議事をつかさどる。

3 本会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 本会の会議資料は、これを保管しなければならない。

(部会)

第 9 条 各部部长は、本会の円滑な事業推進のために、必要に応じて部会を招集する。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 10 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は古保利小学校に置く。

〒529-0265 長浜市高月町西柳野 3 8 Tel (0749) 85-4466

第 5 章 会 計

(会計)

第 11 条 本会の事業に要する経費は、協賛金およびその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、本会設立に始まり、本会の解散までとする。

3 本会の事業完了後、余剰金が生じた場合は、古保利小学校後援会会計へ引き継ぐ。

第 6 章 解 散

(解散)

第 12 条 本会は、第 2 条に規定する目的が達成され、計画した事業が完了したとき、解散とする。

第 7 章 補 則

(補則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、本会設立の日（令和 4 年 4 月 27 日）から施行する。

令和 5 年 3 月 13 日改定。